

共済時報

目次

(写真：上勝町「榎原の棚田」)

- ・平成23年度 事業計画及び予算のあらまし……………2～5
- ・介護財源率の引上げ……………6
- ・本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます……………7
- ・組合会ニュース……………7
- ・第8回ストレスと上手につき合うために……………8
- ・「らくらく禁煙コンテスト」参加者を募集します……………9
- ・特定健診・特定保健指導を受けましょう!!……………10～11
- ・「ファミリー健康相談」のご案内……………11
- ・ライフプランニング・サービスのご案内……………12～13
- ・新しく組合員となられた皆様へ……………14～15
- ・被扶養者に係る資格調査について……………16
- ・平成23年度の年金額は0.4%の引き下げ……………17～19
- ・貸付制度のご案内……………20
- ・資産づくりは、安全・確実・有利な共済貯金で!……………21
- ・レンタカー割引制度のご案内……………22
- ・ホテル千秋閣からのご案内……………23

平成二十三年 事業計画及び予算のあらまし

去る二月二十二日開催されました組合会において、平成二十三年事業計画及び予算が可決されましたので、その概要についてお知らせします。

総括

組合員数 九千六百五十八人
扶養率 一・〇二人

本年度における、所属所数、組合員数、被扶養者数及び平均給料月額等は、(表1)のとおり推計しています。

短期経理

短期掛金率 四二・六％
介護掛金率 四・九六％
特定保険料率 四〇％を超える

組合員数は、前年度と比較し、百十一名、被扶養者数は、百四十八名、また平均給料月額につきましても七百四十三円の減少をそれぞれ見込んでいます。

この経理は、組合員及び被扶養者の病気やけがのほか、出産、休業、死亡、災害などに対しての給付と介護保険料の収納を行う経理です。
本年度における財源率(掛金率及び負担金率)は、(表2)の

(表1) 総括

所属所数	市8、町15、村1、一部事務組合等35 合計 59所属所	
組合員数	一般組合員(一般職)	8,338人
	一般組合員(特別職)	53人
	市町村長組合員	23人
	特定消防組合員	982人
	市町村長長期組合員	1人
	継続長期組合員	2人
	任意継続組合員	259人
	合計	9,658人
被扶養者数	9,878人(扶養率1.02人)	
平均給料月額 (※)	一般組合員(一般職)	332,875円
	一般組合員(特別職)	596,208円
	市町村長組合員	725,478円
	特定消防組合員	306,398円
	市町村長長期組合員	691,000円
	任意継続組合員	324,124円
	平均	332,365円

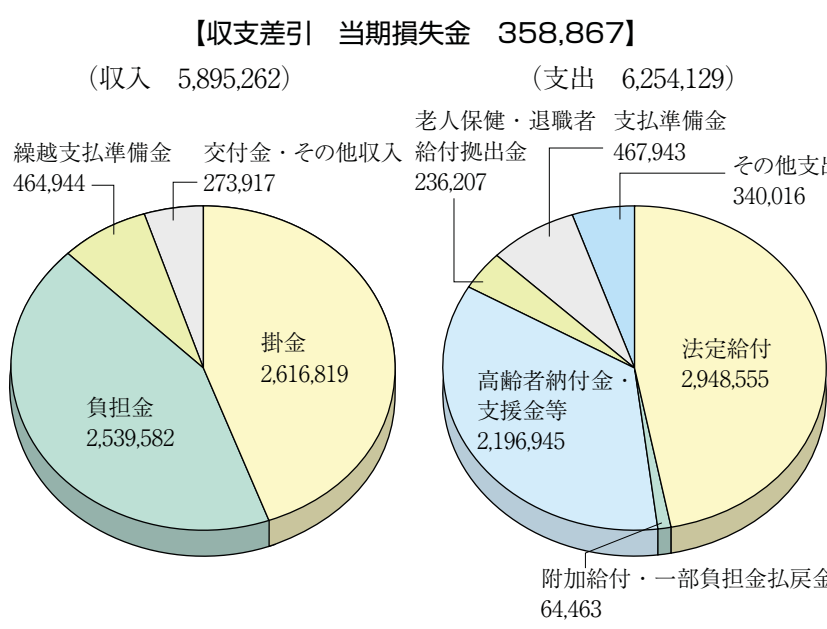
※ 平均給料月額は、短期給付に係る掛金の基礎となる給料月額です。

(表2) 短期経理の財源率

区分	組合員種別	特別職組合員		一般職組合員		任意継続組合員
		掛金	負担金	掛金	負担金	掛金
短期	給料の額に乗じる数値	42.60	42.60	53.25	53.25	106.50
	期末手当等の額に乗じる数値	42.60	42.60	42.60	42.60	—
介護	給料の額に乗じる数値	4.96	4.96	6.20	6.20	12.40
	期末手当等の額に乗じる数値	4.96	4.96	4.96	4.96	—

○短期財源率(85.2%)に占める**特定保険料率(注)**は、**40.23%**です。
(注) **特定保険料率**とは、支出のうち前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金に係る財源率の合計です。

(表3) 短期経理(短期給付)の収支見込み



とおりです。
また、七十歳以上七十五歳未満の前期高齢者納付金や七十五歳以上の後期高齢者支援金などに対する財源率(特定保険料率)は前年度より約九%増加し、

四〇・二三%となっております。
なお、短期給付に係る財政状況は、組合員数の減少による掛金・負担金収入の減少、また、高齢者医療制度への支援金及び前期高齢者納付金等支出の増加により収支差引約三億五千九百万円の当期損失金を見込む極めて厳しい予算となっております。
短期給付の収支見込みは、(表3)のとおりです。
組合員及び被扶養者の皆様に

おかれましては、今後とも、適正受診に心がけていただくとともにジェネリック医薬品をご活用いただくなど医療費増高抑制にご協力をお願いいたします。
次に、介護保険の財政状況ですが、短期給付と同様に組合員数の減少、また支払基金への介護納付金の増加等に伴い、前年度と比較し、財源率を〇・三三%の引き上げをお願いいたしております。
(六ページ参照)

長期経理

九月から財源率の引き上げ

この経理は、所属所から掛金・負担金を徴収し、全国市町村職員共済組合連合会へ納付することのみを行う経理となつています。

本年度における財源率は、(表4)のとおりです。昨年同様、九月から引き上げすることとなっています。(七ページ参照)

預託金管理経理

全国連合会からの預託金を管理

この経理は、全国連合会からの資金の預託(連合会預託金)を受けて、組合を構成する地方公共団体の縁故地方債の引き受け、地方公共団体への一時貸付及び組合内部の他経理への貸付を行うことを目的とする経理です。

なお、本年度末におけるこの経理の資産構成は、(表5)のとおりです。

業務経理

事務費 組合員一人当たり

一万五千四百七十円
当期損失金 三百九十六万円

この経理は、組合の短期給付及び長期給付の業務を行うための人件費や必要な諸経費を賄うための経理です。

この費用は、従前は、地方公共団体が全額負担することとなつておりましたが、財政状況等がかんがみ、平成十年度以降、事務費の一部を短期経理並びに長期経理からの繰入金で賄う特例

(表4) 長期経理の財源率

(単位：%)

区分		掛金率		負担金率	
		4月から	9月から	4月から	9月から
一般職	給料の額に乗じる数値	96.925	99.1375	97.30	99.5125
	期末手当等の額に乗じる数値	77.54	79.31	77.84	79.61
特別職	給料の額に乗じる数値	77.54	79.31	77.84	79.61
	期末手当等の額に乗じる数値	77.54	79.31	77.84	79.61

(表5) 預託金管理経理の資産の構成割合

資産区分	年度末推計額	割合
預 金	63,623千円	1.48%
地 方 債 (縁故)	21,450千円	0.50%
貸付経理への貸付金	4,211,000千円	98.01%
そ の 他	14千円	0.01%
合 計	4,296,087千円	100.00%

(表6) 組合員1人当たりの事務費

事務費総額		15,470円
内 訳	総務大臣が定める地方公共団体負担金額	10,460円
	連合会長期経理からの繰入金(※)	3,085円
	短期経理からの繰入金金額	1,925円

※ 長期給付に係る事務に係る事務費(事務費総額の2分の1相当額)につきましては、平成19年度から全国連合会において一元的に処理されているため、事務費総額の折半額から全国連合会の事務費(2,777円)及び地方公務員共済組合連合会への分担金(630円)を控除した額が、連合会交付金として交付される仕組みになっています。

措置が講じられてきました。さらに、平成二十年度からは、この特例措置が恒久化されております。

なお、本年度の事務費の総額は、組合員一人当たり一万五千四百七十円をお願いすることとなりました。

その内訳は、(表6)のとおりです。

保健経理

福祉財源率は据え置き

この経理は、組合員と被扶者の健康相談、健康診査等の健康保持増進を目的とした事業を行う経理です。

本年度の財源率につきましては前年度と同様の率(表7)でお願いすることとなりました。

本年度は、健康保持増進に資する事業の強化を図ることとし、特に人間ドック助成事業の充実、メンタルヘルス対策事業の強化及び禁煙支援などに重点をおいた予算配分を行っています。

また、平成二十年度から医療保険者に実施が義務づけられた四十歳以上七十五歳未満の組合員及び被扶養者に対する特定健康診査・特定保健指導とも一体的に捉え健康管理体制の充実に

(表7) 福祉財源率(保健経理)

(単位：%)

区分		掛金率	負担金率
		2.25	2.25
一般職	給料の額に乗じる数値	2.25	2.25
	期末手当等の額に乗じる数値	1.80	1.80
特別職	給料の額に乗じる数値	1.80	1.80
	期末手当等の額に乗じる数値	1.80	1.80

引き続き努めて参ります。なお、厳しい財政状況の中、財源率を据え置き、人間ドック助成等の事業費は増加したことに伴いまして、五千三百六十七万二千円の当期損失金を計上してあります。この当期損失金は、前年度から繰り越した積立金(約一億四千八百円)を取り崩し補てんすることとしています。

平成二十三年年度の保健事業の概要につきましては、五ページに掲載をしています。

貯金経理

安全有利な共済貯金

のご利用を！

この経理は、組合員の財産形成と将来の生活設計を目的として預け入れされた貯金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に支払利率として還元する経理です。

将来に備えた財産づくりに、ぜひ安全有利な共済貯金をご利用ください。

なお、本年度末における資産総額は、前年度と比較し、約十億一千万円減少の約四百五十三億

(表8)貯金支払利率

(平成23年4月1日現在)

貯金種別		利率
積立貯金(3年満期)		年1.1%
定期貯金	1年満期	年0.9%
	2年満期	年1.1%

(表9)組合員貸付利率

(平成23年4月1日現在)

貸付種別	貸付利率(年利)	本則上の利率
住宅貸付・普通貸付・特別貸付(※)	2.66%	3.46%
災害貸付・災害再貸付	2.22%	2.88%
在宅介護対応住宅貸付	2.40%	3.20%
高額医療貸付・出産貸付	無利息	無利息

※ 特別貸付=医療貸付・入学貸付・修学貸付・結婚貸付・葬祭貸付

貸付経理

当期利益金

四百四十六万七千円

組合員貸付金

約四十八億四千万円

この経理は、組合員の住宅の

二千八百万円と推計し、予定運用利回りは、年一・四四%を予定しています。

また、貯金種別毎の支払利率は、(表8)のとおりです。

取得や教育及び医療などの臨時の支出に対して、必要な資金を低利で貸付する経理です。

貸付の種類は、普通・住宅・災害・特別(医療・入学・修学・結婚・葬祭)など資金の用途に応じて分かれています。

なお、組合員貸付金の減少による貸付金利息収入は減少する見込みであります。組合員貸付金の原資であります預託金管理経理からの借入金も減少し、さらに貸付事故(自己破産・民事個人再生など)の債権保全に係る保険料(連合会払込金)の減少などの影響から収支差引四百四十六万七千円の当期利益金を見込む予算となっております。

現行の貸付利率(変動利率)は、(表9)のとおりです。

物資経理

利益剰余金

五千二百九十二万五千円

この経理では、組合員の方々の生活必要物資を低廉な価格で供給し、生活向上に役立てていただくため、物資斡旋、指定店からの物資購入の立替及び共済ファミリー保険・ガン保険・痴ほう介護保険・団体信用生命保険等の各種保険の取扱いなどの事業を行っ

ています。

なお、本年度予算における収支見込みは、組合員数の減少などの影響から、保険等手数料が減少見込みであることなどにより、収支差引二千七百七十二万千円の当期損失金を見込む予算となっております。

この当期損失金は、前年度から繰り越した積立金を取り崩し補てんすることとし、翌年度へは、五千二百九十二万五千円の利益剰余金を繰り越すこととしています。

宿泊経理

施設経営は順調に推移！

この経理では、自治会館並びに宿泊施設「ホテル千秋閣」の管理運営を行っています。

厳しい経営状況の中、平成二十年四月から、この管理運営を民間事業者(株)グリーンハウス及び(株)グリーンホテルイーマネジメント)に委託し、経営改善を図っています。委託から、三年が経過しましたが、これまで徐々に委託効果が現れ、売上等の数値も上向いてきています。今後、さらに委託先との連携を強め、経営改善に努力を続

けてまいります。

今後とも皆様のための施設として、ニーズに応じた会議室の設備の改善やサービスの向上に努めてまいりますので、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

ホテル千秋閣では、組合員及びその被扶養者の方々にご宴会・ご会食・ご宿泊の各種割引制度を設け、ご利用をお待ちいたしております。

平成二十三年度事業計画及び予算につきましては、三月一日付け、組合公報において公告いたしておりますので、ご覧ください。

※組合公報の掲示場所は、各所属所担当課にご照会ください。



平成23年度保健事業の概要一覧

実施事業名		事業内容		実施時期	
保健事業	人間ドック	1泊2日ドック助成	35歳以上の組合員及び被扶養配偶者を対象に実施します。	通年 (平成23年度の募集は終了しました。)	
		日帰りドック助成	組合員及び被扶養配偶者を対象に実施します。		
		脳ドック助成	35歳以上の組合員を対象に実施します。		
		節目ドック助成	当該年度中に満35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を迎える組合員を対象に実施します。		
		女性検診助成	人間ドック受検時の上乗せ料金となっている乳がん・子宮がんなどの女性検診費用を全額助成します。		
	郵送健診	前立腺がん検診	40歳以上の男性組合員等を対象に実施します。	平成23年度人間ドック受検希望者を除く。	9月募集
		骨粗しょう症検診	女性組合員等を対象に実施します。		
		肺門部肺がん検診	30歳以上の組合員等を対象に実施します。		
		大腸がん検診	組合員等を対象に実施します。		
		子宮頸がん検診	女性組合員等を対象に実施します。		
	胃がん検診	30歳以上の組合員等を対象に実施します。			
	生活習慣病対策事業	食生活指導	生活習慣病予防及び改善のため、希望者を対象に実施します。		8月～
		栄養相談	管理栄養士による栄養相談を、所属所を訪問して実施します。		8月～
		生活習慣チェック	特定健診対象前の35歳以上39歳までの組合員を対象に、生活習慣病に対する意識の高揚と自己の健康状況を把握してもらうため、自己チェック方式のコンピューター問診を用いて、健康維持改善のアドバイスをします。(平成23年度人間ドック受検希望者を除く)		平成24年1月～
	健康関係	メンタルヘルスセミナー	管理監督者を対象とした研修を実施します。		5月13日
一般職員を対象とした研修を実施します。				6月10日	
産業保健スタッフ・人事労務担当者を対象とした研修を実施します。				7月13日 9月21日	
ストレス簡易調査		所属所が実施する職業性ストレス簡易調査の調査費用を助成します。 ※事前に共済組合への申請が必要となります。	所属所への支援となります。	通年	
所属所へのメンタルヘルス対策支援		共済組合が選任したメンタルヘルス推進アドバイザーが、所属所のメンタルヘルス対策等について助言・指導し、当該所属所のメンタルヘルス対策の充実を図ります。 ※事前に共済組合とアドバイザーへの申請が必要となります。		通年	
Webによるストレスチェック		セルフケアに役立つ情報やストレスへの気づき、ストレス対処、ストレスチェックが利用できるサイト「ストレスチェックで心元気に」を開設します。 共済組合ホームページからアクセス		通年	
外部資源情報の提供	メンタルヘルス関連の外部資源サイトを共済組合ホームページからリンクし、相談機関の紹介、ストレス対処法、などメンタルヘルス関連情報を提供します。	通年			
インターネット情報提供事業	ファミリー健康相談	電話やインターネットにより、メンタルヘルスをはじめ健康づくり、健康管理などのあらゆる健康相談の窓口を24時間、年中無休で開設します。 電話 0120-922280 共済組合ホームページからログイン または https://www.familycarenet.com/kenkou へアクセス ログインID: 922280		通年	
	健康情報「ヘルシーファミリー倶楽部」の提供	健康、医療、料理など、暮らしに関する最新情報を提供します。さらに、くすり・病院・病気検索や「健康チェック」「ストレスチェック」「症状チェック」が可能となります。 共済組合ホームページからログイン ID: kyosai パスワード: toku-ctv		通年	
	ライフプランシミュレーション・サービス	将来に向けた生活設計に役立つサイト「ライフプランニングサービス」を提供します。また、ご希望に応じファイナンシャルプランナーの個別相談も受けることができます。 共済組合ホームページからログイン または https://www.anshinplan.jp/tokushima-kyosai/ へアクセス 従業員・職員コード: 組合員番号(記号4桁+番号5桁) パスワード: 123456(初回のみ)		通年	
健康体力づくり関係	ファミリー健康教室	家族ぐるみでの健康づくりを目的に、健康増進施設(ハッピー)3カ所において、スイミング・フィットネス・テニス等の教室を開催します。		7月25日 8月1日 8月8日	
	健康広場の開設	健康増進を図るため、次の10施設を開設します。 ・ハッピー(徳島市・阿南市・吉野川市) ・ドルフィンスイミング(東みよし町)・かもめスイミング(吉野川市) ・OKスポーツ(徳島市[山城・田宮・島田]・藍住町・美馬市)		通年	
講座関係	親子保健講座	組合員と家族(配偶者と小学生の子ども)を対象に、レクリエーションを通じ、自然に親しみ、健康とリフレッシュ、ふれあいを図ることを目的に開催します。 (※参加者負担金 大人3000円、子供2000円) 場所: 阿南国際海洋センター		7月29～30日	
	女性セミナー	女性組合員及び被扶養配偶者を対象に、健康づくりを中心としたセミナーを開催します。		11月11日	
	ライフプランセミナー(生活充実型)	40歳代の組合員を対象に生涯生活設計のための、生きがいづくり、疾病予防、健康管理等をテーマにセミナーを隔年で開催します。		10月	
その他	医療費通知	医療費の状況や健康の大切さについて、理解と認識を深めていただくため「医療費のお知らせ」を送付します。		年6回	

介護財源率の引上げ

平成23年4月から

介護財源率			
〔掛金率〕 〔負担金率〕	給料	5.80‰	6.20‰
	期末手当等	4.64‰	4.96‰

共済組合は、介護保険法第150条規定に基づき、組合員から介護保険料を徴収し、支払基金へ納付することが義務付けられています。

つきましては、平成23年度の介護保険に係る所要財源率を算定した結果、下記のとおり変更することとなりましたので、お知らせします。

算定方法

平成23年度の介護保険料は、前年度の介護欠損金①に平成23年度介護納付金②及び平成23年度任意継続介護還付金③を加えた所要額を、平成23年度の40歳以上65歳未満の組合員の介護標準給与総額④で除して算出します。

また、介護保険料は地共済法第113条第2項第1号の2の規定に基づき労使折半負担であるため、介護保険料の2分の1が介護掛金として組合員の負担、また2分の1が介護負担金として事業主である地方公共団体の負担となります。

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 平成22年度介護欠損金 | 7,578,287円 |
| ② 平成23年度介護納付金 | 427,987,912円 |
| ③ 平成23年度任意継続介護還付金 | 412,000円 |
| ④ 平成23年度40歳以上65歳未満の介護標準給与総額 | 44,290,024,000円 |
| ⑤ 所要財源率 | $(①+②+③) \div ④ \times 1,000 \div 9.8438\% \Rightarrow (9.92\%)$ |

※介護保険料算定に当たっては、予算編成上、欠損金を出してはいけなことから、この所要財源率の小数点以下の数値を調整し、本年度の介護保険料は9.92%と決めました。

この結果、平成23年度介護積立金として、3,371,801円を見込んでいます。

- ⑥ 介護掛金・負担金率 (⑤÷2) = 4.96%

医療費削減にご協力を!

- ◎各種健診を受け、早期発見・早期治療に努めましょう。
- ◎信頼できる家庭医を持ち、一つの病気やけがで複数の医療機関にかかる「はしご受診」を止めましょう。
- ◎休日・時間外診療はなるべく避けましょう。
- ◎正しい歯磨き励行し、虫歯・歯周病の予防に努めましょう。
- ◎生活習慣病の見直しや適度な運動を心がけ、生活習慣病の予防に努めましょう。
- ◎うがいや手洗いを励行し、風邪の予防に努めましょう。
- ◎ジェネリック医薬品を活用しましょう。



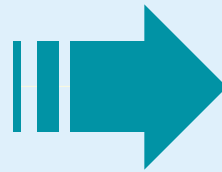
本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成23年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

区分	平成22年9月～平成23年8月	平成23年9月～平成24年8月
給料に対する割合※	9.69250	9.91375 (+0.22125)
期末手当等に対する割合	7.754	7.931 (+0.177)



※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

なお、平成24年以降の長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

区分	平成24年9月～平成25年8月	平成25年9月～
給料に対する割合	10.13500 (+0.22125)	10.35625 (+0.22125)
期末手当等に対する割合	8.108 (+0.177)	8.285 (+0.177)

※ 長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

平成21年に行われた財政再計算に係る情報については、連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp>

組合ニュース

去る二月二十一日午後三十分から、ホテル千秋閣において組合会が開催されました。

組合会には、長側十名(内委任状議員六名)、職員側十名(内委任状議員四名)並びに生野学識経験監事のご出席をいただき、次の案件について、ご審議等をいただきました。

なお、議案につきましては、すべて原案どおり可決されました。

・議案第一号

平成二十二年徳島県市町村職員共済組合変更事業計画及び予算について

・議案第二号

徳島県市町村職員共済組合定款の一部変更について

・議案第三号

平成二十三年徳島県市町村職員共済組合事業計画及び予算について

(二～五ページに概要掲載)



徳島県市町村職員共済組合メンタルヘルス対策事業アドバイザー

Mental Health & Human Support With You

代表 川上 晃代

桜も満開となり、新年度がスタートしましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

4月は気持ちも新たにありますが、新人職員様や今春異動された方々は、新しい環境に慣れるまで、緊張が続いたり無理も増える時期ですので、睡眠時間にも気をつけて、週末はゆっくり休養や気分転換をしましょう。

23年度も引き続きアドバイザーとして、広報誌を通じて、皆様に心の健康にプラスのヒントをお届け出来たらと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。今回も「3つのC」を活用して元気に働くためのヒント（後編）について、ご紹介したいと思えます。

※ 心の元気度アップに役立つ 「3つのC」のヒント ※

1) Consult (相談する)

不安や悩みがある時、一人で抱え込みすぎていたらしんどくなります。困った時や苦しい時は、ご家族や友人、職場の同僚や先輩や上司等、周囲の誰かに相談してみることで、役立つ助言や情報が得られたり、心のバケツも一杯になりすぎることが少なくなります。そして、必要時には職場内の相談担当部署や、外部の専門機関も利用してみましょう。



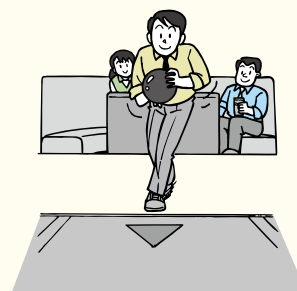
2) Change (チェンジ: 変えてみる)

変化や刺激が少ない生活を続けていると、慣れが生じて心の活性度も下がってしまいます。また、否定的な考え方や悪い方向に考えがちだとストレスを抱えやすくなります。少し発想を変えて、生活面では軽い運動を取り入れたり、週末は親しい仲間との食事や趣味も楽しんだり、また物事の良い面や出来ていることを前向きに受け止める等、プラス思考もストレスを軽減するチャンスになります。



3) Challenge (チャレンジ: 少し変えてみる)

ピンチは課題や改善点に気づけるチャンスにもなります。気づけたら、新たなチェンジにチャレンジしてみましょう。仕事、趣味、スポーツ等、新しい目標や自分の好きなことにも主体的に少しずつ挑戦してみましょう。



「らくらく禁煙コンテスト」

参加者を募集します。(4月下旬にご案内します。)

「タバコをやめたいのにやめられない」そのような方は少なくないと思います。

共済組合では、平成23年度から禁煙サポート事業として、(財)日本対がん協会が主催する第27回「らくらく禁煙コンテスト」に参加し、禁煙に取り組む組合員と被扶養者を支援します。禁煙を目指す方はぜひお申し込みください。

●らくらく禁煙コンテスト●

内 容

このコンテストは“いきなり禁煙に挑戦する”というものではなく最初の2週間は禁煙について考え、タバコを吸わない生活習慣と知識を身につけ、それに続く4週間は完全に禁煙するというプログラムです。

- 1週目・・・禁煙のプロセスを知り、禁煙を決意する
- 2週目・・・あなたに合った禁煙コースを選び、禁煙の準備する
- 3～6週目・・・禁煙を実行し、継続する



参加方法

4月下旬に募集しますので、共済組合事務主管課を通じ平成23年5月31日(火)までにお申し込みください。

応募のあった組合員のご自宅へ(株)法研から教材が送付されます。禁煙成功者には「禁煙成功者証」と図書カード(500円分)が、(財)日本対がん協会から贈呈されます。

対象者・・・組合員及び被扶養者

参加費用・・・500円/人(申込のあった方には後日、入金票を送付します。)

禁煙を勧める6つの理由

(財)日本対がん協会資料より

●タバコは体に悪い

タバコの煙には200種類を超える有害物質が含まれ、この中には分かっているだけで43種類の発ガン物質も含まれている。また、タバコを吸わない人に比べ、乳がん1.9倍、肺がん男性4.5倍・女性4.2倍、食道がん2.2倍、子宮頸がん1.6倍、心筋梗塞・脳卒中1.7倍など危険が高くなる。

●美容の大敵

血管収縮やビタミン消費により、肌荒れ、しみ・そばかす、歯周病、歯の黄ばみ、口臭の原因、骨粗しょう症になりやすい。

●周りの人は大迷惑

副流煙を吸うこと(受動喫煙)で、肺がん1.19倍、狭心症・心筋梗塞が1.25倍、乳がんが2.6倍

●ママ、吸わないで

低出生体重児が2倍、早産・自然流産・新生児死亡の危険性が高くなる。

●巨額の社会的損失

タバコが引き起こす病気の医療費が1兆3086億円、労働力損失5兆8454億円、タバコの火の不始末による火事などの損失2250億円('99)

●タバコ規制は世界の流れ

世界の国が足並みを揃えて喫煙と受動喫煙から健康な人々を守るための条約、世界タバコ規制枠組み条約が2005年2月27日発効された。

特定健診・特定保健指導を受けましょう!!

●特定健康診査「受診券」をお送りします。

特定健診は、生活習慣病の前段階といわれるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状態にある方や予備群となっている方を選び出す健診です。

受診券が届いた方は、必ず受診し、ご自身の健康状態を確認してください。

- 配 付…6月上旬、所属所を通じて配付します。
- 対 象 者…4月1日に被扶養者で、その年度中に40歳から75歳となる方
※平成23年度共済組合人間ドックを受検予定の方は除く。
- 受 診 方 法…受診券送付時に特定健診実施機関一覧表を一緒に送付しますので、各自で健診機関に申し込みしてください。
- 費 用…無 料
- 受診時持参…受診券、組合員被扶養者証(保険証)
- 有効期限…平成23年12月31日
- 検 査 項 目…診察(問診・診察)、身体測定(身長・体重・腹囲)、血圧、血液検査(脂質・肝機能・血糖)、尿検査(蛋白・糖)
※受診券を紛失された方は、再発行ができます。(連絡先：Tel088-621-3527 医療保健課まで)



●特定保健指導(積極的支援・動機付け支援)を受けるには?

特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、「特定保健指導利用券」を順次発行しています。利用券が届いた方は、ご自身の生活習慣改善のためにも必ず指導を受けてください。

- 配 付…組合員は所属所を通じて、被扶養者はご自宅へ送付します。
- 利 用 方 法…利用券送付時に保健指導実施機関一覧表を一緒に送付しますので、各自で指導機関に申し込みしてください。
- 費 用…無 料
- 利用時持参…利用券、組合員証(被扶養者は組合員被扶養者証)、健診結果表など

「動機付け支援」

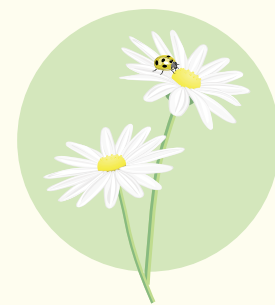
原則1回の面接で実行しやすい生活習慣改善のための計画を立て、6カ月後に健康状態や生活習慣の確認が行われます。

「積極的支援」

初回面接でメタボリックシンドローム改善のための計画を立て、3カ月以上継続したサポートを専門家から受けながら健康づくりをします。6カ月後に健康状態や生活習慣の確認が行われます。

特定保健指導利用券の 配付方法について(お知らせ)

特定保健指導(積極的支援・動機付け支援)に該当された組合員の「特定保健指導利用券」については、これまで該当者のご自宅に送付させていただいておりましたが、平成23年度からは所属所の共済組合事務主管課を経由し配付することになりましたので、お知らせします。



皆様が健康を維持することで、医療費の抑制につながり、ひいては保険料を抑えることにもつながります。

平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度に係る運営費用の一部については、共済組合等の医療保険者が「後期高齢者支援金」として支援しております。(本組合では平成22年度に8.7億円を拠出しました。)

この支援金は、各保険者における①特定健診の受診率、②特定保健指導の実施率、③メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率により、平成25年度から政令で定めるところにより、±10%の範囲内で保険者ごとにそれぞれ加算・減算調整されることとなります。

つきましては、ご家族も含めた組合員の皆様が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に取り組むことにより、共済組合の負担が軽減することとなりますので、特定健診・特定保健指導の積極的な利用をお願いいたします。

特定健診等実施計画(目標)と実績

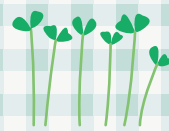
項目	区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	国の参酌標準
特定健診の受診率	目標値	67%	72%	77%	82%	87%	80%
	実績	64%	74%				
特定保健指導の実施率	目標値	30%	35%	40%	45%	50%	45%
	実績	12%	6%				

※特定保健指導の実施率が目標値を大きく下回っております。



あなたとご家族の健康生活をサポートする

「ファミリー健康相談」



いつも相談相手がいる「安心感」を提供します。

保健師、看護師、管理栄養士などの国家資格をもつ経験豊富な相談員が、あらゆるご相談に個別にお答えします。

また、顧問ドクター(専門医)による予約健康相談もご利用いただけます。

フリーダイヤル 0120-922280

※携帯・PHSからも通話可 相談料・通話料無料、プライバシー厳守

●電話またはWebで相談● (年中無休、24時間対応)

利用対象者 組合員とご家族

Web受付 本組合ホームページ または <http://www.familycarenet.com/kenkou>
(ログイン番号: 922280)

※小児科救急相談 妊娠中から学齢期の育児の不安・疑問に対し、緊急時には小児科医が24時間バックアップします。

※医療機関情報の提供 休日診療・夜間救急受診、女医のいる病院の問い合わせなどのニーズに、データベース検索によりご案内します。

●ベストドクターズサービス● (月~土曜日[日曜・祝日、年末年始は休み] 午前10時~午後9時)

がん・心筋梗塞・脳卒中など重篤な病気と診断され、混乱状態にある相談者の医療に対する理解を深め、決断を支援します。専門医の相互評価にもとづいて認定された医師を最大3名ご紹介します。

こんな
ことで
お悩みの
とき...

健康づくり……………栄養・食事と健康、病人食・運動
医師にかかる前に……………疾病予防に関する一般常識、医療機関・福祉施設の情報
健康管理……………予防接種、抗体検査、検診内容と結果の評価
家庭内介護……………薬、民間療法、家庭看護・老人介護、家庭内の事故とその手当
メンタルヘルス……………ストレス・心の悩み・家族の問題
妊娠・出産・育児……………家族計画、遺伝子相談、妊娠と出産、育児
受診上の注意……………検査と診断、手術

組合員の皆様へ

徳島県市町村職員共済組合の皆様向けにカスタマイズされた

ライフプランニング・サービスのご案内

我が家のライフプラン、生活設計は大丈夫かな？

そろそろマイホームが欲しい
けど家計のやりくりは・・・
住宅ローンの組み方
家計・保険・自動車購入

老後資金って
いったいいくらかかる？
年金・生活費・資産運用
家のリフォーム・介護

教育費・住宅ローン等
どう工夫すればよいの？
住宅ローン繰上げ返済
資産運用・保険・趣味
旅行



このような疑問・不安を
解消しませんか？

将来に向けた生活設計の一助として、積極的にご活用ください
結婚や自宅購入をお控えの方から、退職後の生活をお考えの方まで幅広くお使いいただけます

利用料
無料

1

徳島県市町村職員共済組合専用の
ライフプランシミュレーションツールをご用意しました

特長1：徳島県市町村職員用にカスタマイズ

- ◆公表数値をベースに職種別の給与・退職金データを反映し実態に近いシミュレーションができます
- ◆公的年金、税金も自動計算され、簡単に将来収支や資産残高推移をご覧いただけます

特長2：インターネットで24時間365日『いつでもどこでも』

- ◆本組合ホームページからログイン または 下記URLへアクセス

<https://www.anshinplan.jp/tokushima-kyosai/>

ツール操作に関するフリーダイヤル
0120-271-115
平日10-18時、土日祝10-17時で承ります
お気軽にご利用ください

まずは、TOPページから

従業員・職員コード 組合員番号9桁
(記号4桁+番号5桁)例:記号0123
番号999の場合は「012300999」
パスワード 123456 (初期)
※全て半角

- 上記入力後、
- ①パスワードをご自分のパスワードへ変更
 - ②ご自分のアドレスを登録して、利用開始

各種入力画面



ご自分の情報を入力することでより
現実に沿った詳細なシミュレーションが
可能となります

シミュレーション画面



公的年金や税金も含め、将来の収支
や資産残高を自動計算して表示

2

専門家(FP:ファイナンシャルプランナー)による個別相談

FPとは、あなたの夢や目標をサポートする『家計のホームドクター』です。
幅広い金融知識/FP認定資格を有し、トータルな生活設計・資産形成のプランニングにより、あなたのライフプラン実現のお手伝いをします。

個別相談を担当するFPは ◆特定の金融機関に属さず中立的に総合的にアドバイスをおこないます
◆ご相談内容は守秘義務により守られます

こんな疑問・不安をお持ちの方、お気軽にご相談下さい

これからの収支をシミュレーションしたい！
住宅ローンの借入れ方法や繰上げ返済は？
お金の運用方法は？
保険の見直しは？
相続や贈与対策は？…

相談料
無料



個別相談ご希望の方は下記のいずれかの方法でお申込ください。

1 シミュレーションツールから予約

個別相談申込画面

とっても
簡単

個別相談申込画面で
ご希望の日時(第三希望まで)・
場所等を入力しお申込願います。
追って、面談予約センターからご
連絡の上、日程調整させていただきます。

2 相談予約フリーダイヤルで予約

0120-228-726

受付時間: 平日 9時~18時(上記以外は留守番電話対応となります)
東京海上日動あんしんコンサルティング ライフプランサービスフリーダイヤル

本サービスは役員提供委託契約をしている東京海上日動あんしんコンサルティング(株)により運営され、FPは東京海上日動あんしんコンサルティング(株)と提携しています。

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館6F TEL03-5223-0505

新しく組合員となられた皆様へ

本年度、新しく地方公務員となられた組合員の皆様、共済組合制度をご存じでしょうか。

この制度は、これからの生活を豊かに充実したものとされますよう組合員がお互い助け合い、安心して職務に専念できることを目的に定められ地方公務員等共済組合法に基づく制度です。

ここでは、共済組合が行っている事業の概要をご案内いたします。

なお、詳しくは、[共済組合ホームページ（HPアドレス http://tokushima-kyosai.jp/）](http://tokushima-kyosai.jp/)をご覧ください。
最後になりましたが、今後のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

短期給付事業

組合員や家族（被扶養者）の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対して給付を行います。

保健給付

組合員や家族（被扶養者）が、医療機関で治療を受けたとき医療費の三割を自己負担額として窓口（組合員証を提示してください。）で支払いますが、残りの七割は共済組合が医療機関へ支払いします。また、出産や死亡の際などに出産費や埋葬料などの給付をします。

さらに、同じ月の自己負担額が、同じ病院で 25,000 円を超えたときは、その超えた金額を給付するなどの附加給付をします。

休業給付

組合員が、病気やけが、出産、育児、介護などのために勤務することができず、給料の全部又は一部が支給されないときには休業給付として傷病・出産・育児休業・介護休業などの手当金の給付をします。

災害給付

組合員や家族（扶養家族）が、水震火災その他の非常災害により死亡したり、住宅や家財に損害を受けたときは、弔慰金や災害見舞金などの給付をします。

長期給付事業

組合員が、長年勤続して退職されたときや在職中の病気やけががもとで障害状態になったとき、あるいは不幸にして死亡したときに、退職後の生活や残された遺族の生活の支えとして、次に掲げる年金や一時金の給付をします。

退職給付

（退職共済年金）

組合員期間を有する者が、次のいずれにも該当するときに支給されます。

- ① 65 歳以上であること
- ② 組合員期間等が 25 年以上あること
（国民年金の老齢基礎年金も支給されます。）

障害給付

（障害共済年金）

在職中に初診日のある傷病により、一定の障害の状態（1 級～3 級）になったときに支給されません。

（1 級又は 2 級の場合は、国民年金の障害基礎年金も支給されます。）

（障害一時金）

公務によらない病気やケガで退職した場合、その退職日に障害共済年金が支給されない程度の一定の障害の状態にあるときに支給されます。

遺族給付

（遺族共済年金）

組合員が在職中に死亡したときや、退職共済年金の受給権者または受給資格を満たした者が死亡したとき等にその遺族に支給されます。（遺族が子のある妻や子の場合、国民年金の遺族基礎年金も支給されます。）

福祉事業

組合員及び家族（被扶養者）が、毎日の生活を健康で明るく、豊かに過ごしていただくことを目的として、次に掲げる各事業を行っています。

保健事業

皆様の保健・保養及び疾病予防・健康の保持増進等のための事業で次のような事業を行っています。

（健診事業）

疾病の早期発見及び予防を図るため、人間ドック、各種検診などの事業を実施します。

（健康づくり事業）

健康づくりと健康管理意識の啓発を図るため健康教室を開催します。

また、健康増進施設を法人会員として利用することができます。

（保健活動事業等）

健診事業や健康づくり事業を補完するためメンタルヘルス対策、女性セミナー、親子保健講座などを行います。

（特定健康診査・特定保健指導）

40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象に、生活習慣病を中心とした疾病予防のため特定健康診査・特定健康指導を実施します。

*平成23年度の実施予定の保健事業は、5ページに掲載しています。

貯金事業

皆様からお預かりした貯金を安全かつ効率的に運用し、有利な利率（21ページ参照）で還元する事業です。

現在取扱っております貯金の種類及び取扱いは、次のとおりです。

積立貯金（3年満期）

所属所を経由して申込みをし、毎月の給料から控除により積立してします。（毎月1,000円から）

1年定期貯金・2年定期貯金

最寄りの阿波銀行各支店備え付けの「共済貯金振込依頼書」により1万円から預入れができます。

貸付事業

住宅の新築や増改築等の費用、医療・入学・修学・結婚・葬祭費用、生活必需品の購入費用など臨時に資金を必要とされるときに、低金利で資金を貸付ける事業です。

現行の貸付の種類及び借受資格は、次のとおりです。

①住宅貸付・在宅介護対応住宅貸付

組合員期間1年以上となった日から

②普通貸付・特別貸付（医療・入学・修学・結婚・葬祭）・災害貸付（新規貸付・再貸付）

組合員資格を取得した日から

③高額医療貸付・出産貸付

高額療養費又は出産費（家族出産費）支給対象となったとき

物資事業

共済ファミリー保険やがん保険など各種生命保険の取扱いや共済組合の指定店で時計、眼鏡、貴金属、衣類、寝具などを購入されたときにその代金を共済組合が立替払いし、給料天引きで分割償還できる立替などの事業を実施しています。

宿泊事業

皆様やご家族の皆様が、気軽にしかも低額で、宿泊・会食・宴会・結婚式等に利用できる施設として、徳島市内で「ホテル千秋閣」を運営しています。ぜひ、ご家族・ご友人とご利用ください。



資格調定係からのお願い

被扶養者に係る資格調査について

被扶養者の認定取消や継続認定の手続きをお忘れなく!

毎年この時期は、卒業、進学、就職など被扶養者の方の異動が大変多い時期です。共済組合では、この時期にあわせて、被扶養者に係る資格調査を実施しています。

つきましては、共済事務担当課から調査のため書類の提出等の依頼があった方は、お手数ですが被扶養者認定の適正化を図るためご協力をよろしくお願いいたします。

今回調査対象者：本年3月31日現在満18歳以上の被扶養者全員

(注：満年齢は、誕生日の前日に当該年齢に到達します。)

ア 手続き不要の被扶養者(担当課で扶養手当の有無のみ調査します。)

3月まで扶養手当対象者であり、4月以降も引き続き扶養手当対象者である方は、担当課での確認のみとし、組合員の皆様からの手続きは不要です。

イ 組合員被扶養者証に認定期限日の印字がある被扶養者

認定期限日までに認定取消又は継続認定のいずれかの手続きをお願いします。

ウ 上記ア及びイ以外の被扶養者

まだ手続きがお済みでない方は、速やかに継続認定又は認定取消のいずれかの手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、所属所共済事務担当者又は共済組合資格調定係(電話088-621-3513)まで照会してください。

共済組合事務局の事務分掌

共済組合へお問い合わせの際は、各担当へ直接ご連絡くださいますようお願いいたします。
(問い合わせ先が、不明の場合などは、代表電話からおつながりすることもできます。)

共済組合代表電話 088-621-3500

(以下は「下4桁」のみ記載しています。088-621-xxxx)

課・係	電話	事務分掌
総務課		
庶務係	3512	組合会等会議に関する事項、公告・広報、事務局の庶務に関する事項 各経理の出納に関する事項、地方債等に関する事項 掛金、負担金の徴収及び調定に関する事項 組合員、被扶養者等の資格認定に関する事項
経理係	3515	
資格調定係	3510	
	3513	
	3516	
年金課		
年金係	3522	年金、一時金等給付や請求に関する事項 年金加入期間の証明に関する事項 年金相談に関する事項 前歴調査に関する事項
	3523	
	3525	
	3524	
医療保健課		
医療係	3526	医療給付や請求に関する事項、医療費増高抑止対策に関する事項 レセプト審査に関する事項、交通事故に関する事項 人間ドック、各種検診事業に関する事項 特定健康診査・特定保健指導に関する事項 その他保健事業に関する事項
	3528	
保健係	3527	
	3535	
	3536	
福祉課		
貸付係	3538	組合員の貸付けに関する事項 組合員の貯金に関する事項 物資購買、共済ファミリー保険、がん保険等に関する事項 施設の維持管理等に関する事項
貯金物資係	3534	
	3557	
施設管理係	3551	
事務局FAX	3509	

共済組合ホームページアドレス <http://www.tokushima-kyosai.jp/>

平成23年度の年金額は0.4%の引下げ

物価・賃金ともに下落により、年金額は引下げに

1月28日、総務省より、平成22年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス0.7%となった旨発表されました。

また、名目手取り賃金変動率も前年度比で2.2%のマイナスとなったことから、平成23年度の年金額は、物価変動率を基準に改定することとなります。

ただし、現在、実際に支給されている年金は、過去の物価下落時に年金額を据え置いた「物価スライド特例水準」の年金額であり、法律上、直近の年金額引下げの基となる物価水準（平成17年の水準）よりも物価が下がった場合、これに応じて年金額を改定することとされています。

平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引下げとなります。

年金額の改定の仕組み 物価と賃金の関係は？

年金額の改定は、原則として、新規裁定者（68歳未満）の年金については、**名目手取り賃金変動率**を基準として改定し、既裁定者（68歳以後）の年金は**物価変動率**を基準に改定することとされていますが、さらに賃金変動率と物価変動率との関係にも着目して、両者の大小関係に応じて改定率が決まる仕組みとなっています。

（下表参照）

本年1月28日に総務省から発表された平成22年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率はマイナス0.7%であり、また、名目手取り賃金変動率も対前年度比で2.2%のマイナスとなりました。

このように賃金・物価ともにマイナスで、かつ賃金の下落の方が大きい場合は、「既裁定の年金額が新規裁定の年金額を上回るのは不適切であり、既裁定の年金を実質価値を割り込んでマイナスするのも不適切」との理由から、新規裁定を既裁定に合わせるものとされています。

したがって、平成23年度については、新規裁定者及び既裁定者ともに物価変動率を基準に年金額の改定を行うこととなります。

名目手取り賃金変動率・物価変動率と年金額改定の関係

年金額の改定は賃金と物価の変動率に応じて、次のルールにより決定されます。

(1) 賃金（現役の負担力）の伸びが、物価の伸びより大きい場合

★通常のスライド改定を行う

物 価	賃 金	既裁定	新規裁定
+1.0%	+2.0%	+1.0%改定	+2.0%改定
▲1.0%	+1.0%	▲1.0%改定	+1.0%改定
▲1.0%	▲0.5%	▲1.0%改定	▲0.5%改定

(3) 賃金のみがマイナスの場合

★既裁定の年金額が新規裁定の年金額より高くなるのは不適切だが、名目額を割り込んで既裁定を新規裁定に合わせるのは不適切なので、新規裁定、既裁定ともにスライドなし。

物 価	賃 金	既裁定	新規裁定
+1.0%	▲1.0%	改定なし	改定なし

(2) 賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸びより物価の伸びが大きい場合

★現役の負担力の伸びを上回る年金額の引上げは不適切なので、既裁定も賃金の伸びに合わせる。

物 価	賃 金	既裁定	新規裁定
+1.0%	+0.5%	+0.5%改定	+0.5%改定

(4) 賃金・物価ともにマイナスで賃金の下落が大きい場合（平成23年度のケース）

★既裁定の年金額が新規裁定の年金額を上回るのは不適切だが、既裁定の年金を実質価値を割り込んでマイナスするのは不適切なので新規裁定を既裁定に合わせる。

物 価	賃 金	既裁定	新規裁定
▲0.7%	▲2.2%	▲0.7%改定	▲0.7%改定

特例水準と本来水準の年金額の改定

現行の年金制度における年金額には、**特例水準**と**本来水準**の二つの年金水準があります。

【物価スライド特例水準の改定】

現在、年金受給者の方には過去の物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に本来よりも高い水準（物価スライド特例水準）の年金額が支払われています。

この特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基準となる物価水準（平成17年）を下回った場合には、その分だけ引き下げることとされています。

平成22年の物価は、対前年比で0.7%下がりましたが、その結果、平成17年の物価水準を0.4%下回ることとなりました。

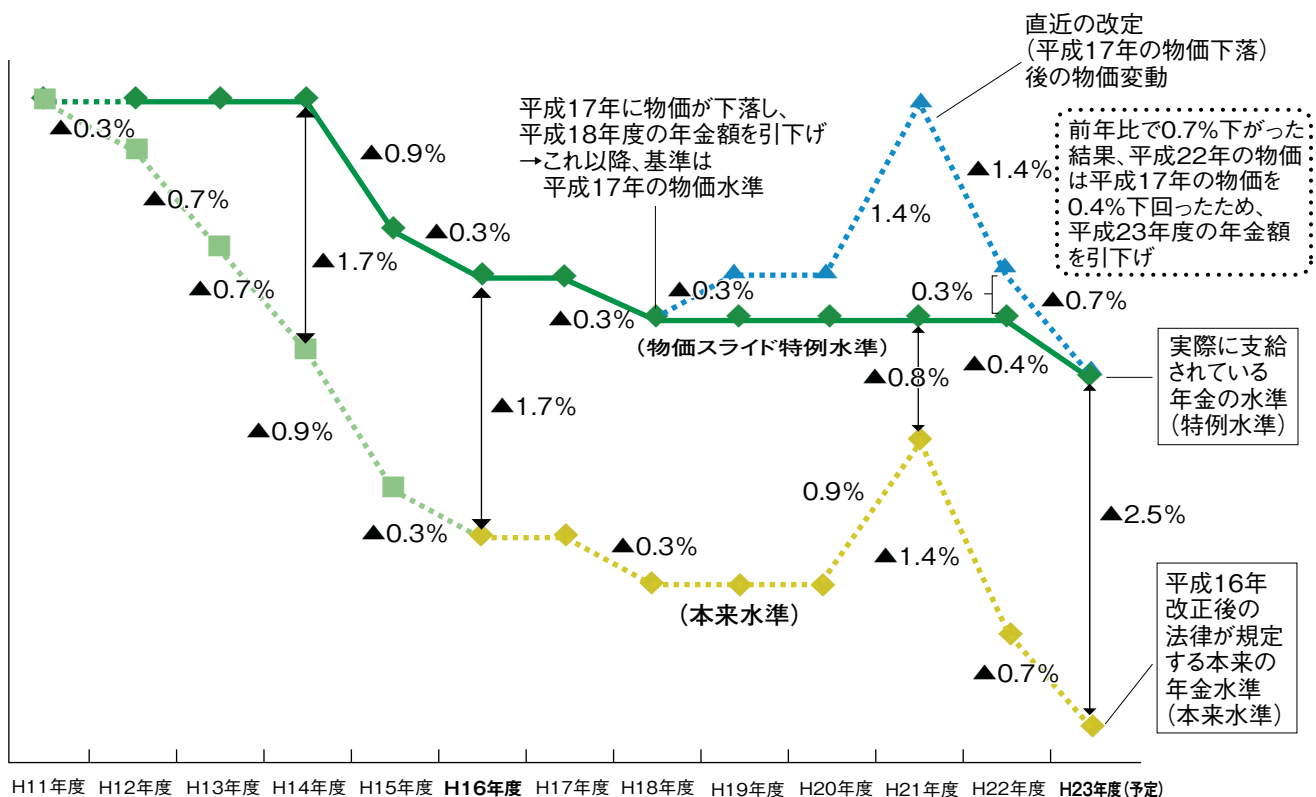
このため、平成23年度の特例水準の年金額は0.4%引き下げられることとなります。

【本来水準の改定】

一方、平成16年改正後の法律の規定により本来想定している年金額（本来水準）は、物価や賃金の上昇や下落に応じて改定されることとなっており、平成23年度については、前頁（年金額の改定の仕組み）のとおり物価変動率を基準に0.7%の引下げとなります。

今後、物価や賃金の上昇により本来水準の年金額が特例水準の年金額を上回れば、本来水準の年金額が支給されることとなりますが、平成23年度における**特例水準**と**本来水準**との差は**2.5%**となっています。

年金水準の推移(概念図)



(注)平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分(今回の措置により2.5%分となる)が解消された後に開始されることとされており、平成23年度においては行われません。

「物価スライド特例水準」とは

過去、平成11年から平成13年の3年間に物価が累計で1.7%下落しました。

このとき、本来であれば、物価の下落分に応じて年金額を引き下げるべきでありましたが、当時の社会情勢に配慮し、特例法によりこれを行わない措置が講じられました。

したがって、現在支給されている年金は、3年分のマイナス1.7%分の減額改定を実施せず特例的に据え置いている水準（物価スライド特例水準）の年金額となっています。

物価スライド特例水準の年金額が、平成16年改正後の規定により算定された「本来水準」の年金額を上回る間は、特例水準の年金額が保障されることとなっています。

なお、特例水準の年金額は、物価・賃金が増加した場合でも、引き上げは行われませんが、物価が下落した場合には、年金額を引き下げることでされています。

物価の動向（全国消費者物価指数）とスライド改定

(物価指数)	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
対前年比	▲0.3%	▲0.7%	▲0.7%	▲0.9%	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	+0.3%	0.0%	+1.4%	▲1.4%	▲0.7%

(年金額)	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
スライド改定	据え置き	据え置き	据え置き	▲0.9%	▲0.3%	据え置き	▲0.3%	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	▲0.4%

←特例措置分累計▲1.7%→

物価スライド特例措置による年金額据え置き

●お問い合わせ先

徳島県市町村職員共済組合 年金課 電話 088-621-3522 ~ 3525

「共済ファミリー保険」配当金のご案内

平成22年度「共済ファミリー保険」決算の結果、ご加入者に還付する配当金は「死亡・高度障害保障保険」で25.81%、「医療保障保険」で34.21%の配当率となりました。この配当金については、去る2月25日付けで組合員登録口座に送金させていただいておりますので、ご確認ください。

なお、保険金給付状況は右のとおりとなっております。

(給付期間)

平成22年1月1日から平成22年12月31日)

- 1 死亡・高度障害保障保険
9件 133,190千円
- 2 医療保障保険
130件 13,191千円

貸付制度のご案内

共済組合には、次の貸付制度がありますので、ご活用ください。

- ・貸付けの申込方法については、共済組合事務担当課を通し、お申込みください。
- ・貸付けの申込みにおいて、新規貸付、既に借り入れている貸付、物資及び他の金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合計が給料月額30%を超える場合もしくは償還年額が年収（給料月額×16）の30%を超えるときは、貸付けできません。（高額医療貸付及び出産貸付の申込みを除く）

種類	貸付の事由	貸付金の限度額
普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき	給料月額の6月分（給料月額の6月分が200万円を超える場合は200万円）
住宅貸付	組合員が自己の用に供するため住宅を新築、増築、改築、修理もしくは購入または住宅の敷地を購入する場合	住宅貸付額に相当する金額（最高1,800万円） ※最低保障 3年未満 100万円 3年以上7年未満 400万円 7年以上12年未満 700万円 12年以上17年未満 900万円 17年以上 1,100万円
災害貸付	災害新規貸付 組合員の住宅、住宅の敷地または家財に係る水震火災その他の非常災害及び盗難等による損害を受けたとき	住宅貸付の限度額に同じ
	災害再貸付 現に住宅貸付または災害新規貸付を受けている組合員が居住する住宅または住宅の敷地に係る災害による損害を受けたとき	住宅貸付額の2倍に相当する金額（最高1,900万円） ※最低保障 3年未満 150万円 3年以上7年未満 450万円 7年以上12年未満 750万円 12年以上17年未満 950万円 17年以上 1,150万円
在宅介護対応住宅貸付	組合員が介護に配慮した構造を有する住宅を新築、増改築、修理もしくは購入する場合	300万円（住宅貸付及び災害貸付の貸付限度額または最低保障額に加算可能）
特別貸付	医療貸付 組合員または被扶養者の療養	貸付けの事由ごとに給料月額の6月分（給料月額の6月分が100万円を超える場合は100万円）
	入学貸付 組合員または被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が高等学校、大学もしくは高等専門学校または専修学校もしくは各種学校に入学する場合	貸付けの事由ごとに給料月額の6月分（給料月額が200万円を超える場合は200万円）
	修学貸付 組合員または被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が高等学校、大学もしくは高等専門学校または専修学校もしくは各種学校に修学している場合	修学年限1年につき120万円 ただし、4月以降に当該年度分の貸付申込をする場合は貸付実行月から翌年3月までの月数に10万円を乗じた額が限度となります。
	結婚貸付 組合員、その被扶養者または被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹の婚姻費用	給料月額の6月分（給料月額の6月分が200万円を超える場合は200万円）
	葬祭貸付 組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭費用（葬儀費用）	給料月額の6月分（給料月額の6月分が200万円を超える場合は200万円）
高額医療貸付	組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養の支払いのために臨時に資金を必要とするとき	高額療養費に相当する額
出産貸付	組合員（任意継続組合員を含む。）及びその被扶養者が、出産費または家族出産費の支給の対象となる出産費の支払いのために臨時に資金を必要とするとき	貸付けの事由ごとに出産費または家族出産費に相当する額

貸付金利率（平成23年4月1日現在）

普通貸付・住宅貸付・特別貸付は年利**2.66%**、災害貸付（災害再貸付を含む。）は年**2.22%**、在宅介護対応住宅貸付は年**2.40%**、高額医療貸付及び出産貸付は無利息となっています。

なお、当該貸付金利率は、財政融資資金利率（10年預入期間）に連動する変動金利です。

※抵当権設定（住宅貸付等）を必要としない貸付けについては、一部負担金（保証料）として年**0.06%**が上乗せされます。

貸付金の償還

高額医療貸付及び出産貸付以外の元利金の償還は、貸付種類に応じた償還月数以内で別に定める償還表（元利均等償還・償還元金倍率方式によるボーナス償還、償還元金分割方式によるボーナス償還）により、貸付けた翌月の給料から毎月控除します。ただし、修学貸付にあつては、修学が終了するまでの間は、利息のみを償還し、修学が終了した月の翌月から、元金と利息を償還することも選択できます。また、未償還元金の全部または一部（50万円以上）を、随時償還することも可能です。

ご不明な点がございましたら、福祉課貸付係088-621-3538までお問い合わせください。

貯金事業からのお知らせ

「資産づくりは、安全・確実・有利な共済貯金で！」

◇定期・積立貯金の支払利率(年利)は次のとおりです。

2年定期	1年定期	積立貯金 (3年満期)
1.10%	0.90%	1.10%

※平成23年4月1日現在、税引き前の税率です。

◇預入れ最高限度額

- ・定期貯金 5千万円（1日当たり1万円以上300万円まで。ただし、組合員および任意継続組合員が退職手当を預入れする場合は除きます。）
- ・積立貯金 月額30万円

◇申し込み手続きについて

・定期貯金

「共済貯金振込依頼書」（6枚1組）に必要事項を記入・押印し現金等を添えて、最寄りの阿波銀行よりお振り込みください。

なお、「共済貯金振込依頼書」がご入り用の際は、所属所担当課または当組合貯金係までお申し出ください。阿波銀行本店・各支店にもございますので、窓口にておたずねください。

・積立貯金

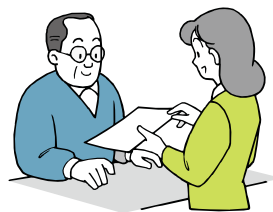
所属所備え付けの「積立貯金申込書」を所属所を経由してご提出ください。（折り込みの申込書もご使用ください。）

（ご注意）共済組合事務局内での、現金による預入れ・解約のお取り扱いは一切しておりません。

◇中途解約利率について

定期貯金、積立貯金ともに、申し出により、随時、中途解約ができます。その際の利率（年利）は次のとおりです。

・1年定期	6月未満	0.10%
	6月以上1年未満	0.55%
・2年定期	6月未満	0.10%
	6月以上1年未満	0.45%
	1年以上2年未満	0.65%
・積立貯金	3年未満	0.50%



※いずれの利率も税引き前です。

その他ご質問等ございましたら、共済貯金係088-621-3534までお問い合わせください。

レンタカー割引制度のご案内

この制度は、組合員がレンタカーを必要とされるときに、ニッポンレンタカーの「ワンデイクーポン」をご利用いただくことで、全国のニッポンレンタカー各営業所にて割安な価格でご利用いただくことができます。

ご利用の際は直接ニッポンレンタカーまでインターネットか電話にてお申込みください。

なお、営業所の所在地等詳細につきましては、下記ニッポンレンタカーホームページをご参照ください。

<https://www.nipponrentacar.co.jp/>

◆「ワンデイクーポン」ご利用方法◆

①インターネットでの申込

インターネットで車の予約からワンデイクーポンのご注文まで手続きできます。

料金シミュレーション、空車状況もご確認いただけます。

下記アドレスにアクセスしてID・パスワードを入力してください。

<https://www.nipponrentacar.co.jp/odc/>

ID: 2438 パスワード: 1890

②電話予約・FAXでの申込

レンタカーを利用する日が決まりましたら下記専用フリーコールに電話し、その際に「ワンデイクーポン」を利用することをお申し出ください。

専用フリーコール TEL 0800-300-0919 (全国の予約OK)

予約がとれましたら「ワンデイクーポン申込書」に記入し、FAXまたは郵送で申込書に記載の送付先まで、**ご利用日の5日前**までに到着するように送付してください。また、支払方法は、代金引換（クーポン受取時支払）、または、クレジットカードのいずれかをご選択ください。

③後日、ニッポンレンタカーからクーポン券が送付されます。（送料は申込者の実費負担となります。）ご利用日当日、利用営業所にクーポン券と免許証をご持参ください。

ワンデイクーポン料金表

1日（24時間）料金：円（税込）

	クラス	車種（例）	一般料金			ワンデイクーポン	延長料金
			オフシーズン	ハイシーズン	北海道7・8月	1枚	1時間
乗 用 車	E-A	インサイト（ハイブリッド）	9,975	11,025	12,285	7,560	1,260
	E-B	プリウス（ハイブリッド）	10,500	11,550	12,600	8,085	1,365
	E-S	フィット（ハイブリッド）	9,450	10,395	12,075	7,140	1,155
	S-S	フィット、ヴィッツ、スイフト	7,875	8,715	11,025	6,300	1,050
	S-A	カローラ、ラティオ	9,450	10,395	12,075	7,140	1,155
	S-B	アコード、レガシィB4	12,600	13,860	15,120	8,505	1,470
	S-C	マークX、ティアナ	14,700	16,170	18,375	10,395	1,995
	S-D	クラウン	26,250	28,875	35,175	15,750	2,100
	S-W	ウイングロード	10,500	11,550	12,600	8,085	1,365
	J-C	レガシィツーリングワゴン	14,700	16,170	18,375	10,395	1,995
	W-H	ストリーム、ウィッシュ	12,600	13,860	14,700	9,450	1,575
W-S	オデッセイ、プレサージュ	19,950	21,945	27,300	13,230	1,995	
ワ ゴ ン	W-A	ステップワゴン（8人乗り）	19,950	21,945	26,250	13,230	1,995
	W-B	ハイエース（10人乗り）	23,100	25,410	30,450	15,645	2,520
	W-C	アルファード（8人乗り）	26,250	28,875	34,125	16,065	2,730

※要注意・1週間（連続7日間利用）は、ワンデイクーポン6枚で利用できます。

- ・ワゴンのワンデイクーポンは、ハイシーズン期間中、1日当たり2,100円の追加料金が必要になります。都府県のハイシーズン期間は、4/28～5/6、7/20～8/31、12/28～1/5です。北海道のハイシーズン期間は、7/1～8/31です。
- ・延長利用の際は営業所で帰着時ご精算ください。（1時間単位）
- ・ご利用の6日前を過ぎてのキャンセルの場合にはキャンセル料が発生します。

高機能会議室が誕生!

1階会議室「102号室」がリニューアル

木目調のシックな内装に仕上げ、LANポート(インターネット接続可)・プロジェクター・スクリーン・ホワイトボードを備えております。



また、ワイヤレスマイクを備え、録音(USBメモリー・カセットテープなど)も可能です。最大20名様までご利用できます。

各種協会・団体の理事会・役員会やトップ会談用の重厚な雰囲気での会議など、用途に合わせてご利用ください。

組合員または、ご紹介によるご利用の場合は通常価格の20%~30%の割引がござい
ます。また長時間(8時間以上)の場合はさらに10%割引ができます。

組合員様向け 新企画 ご宴会の団体割引!



A 組合員・被扶養者が半数以上含まれる場合
飲食代金・・・**15%割引**

B 組合員・被扶養者のご紹介による場合
飲食代金・・・**10%割引**

※A・Bとも、お料理単価5,000円以上・
10名様以上

※全員分の飲食料金が割引できます。

※他の割引との併用は出来ません。



同窓会・お祝いの宴席等にご利用ください

ご予約・
お問い合わせは

ホテル千秋閣 予約係 TEL.(088)621-3333まで
✉ sensyukaku@opal.nmt.ne.jp
ホームページアドレス URL <http://www.sensyukaku.jp/>

SPRING SPECIAL

歓送迎会プラン 期間限定 / 2011年5月31日まで

◆春の特別プラン

特別卓盛料理+2時間30分飲み放題(10名様より)

お一人様

¥5,000

◆飲み放題プラン 2時間30分飲み放題

- ・【1,500円コース】… 日本酒、ビール、ウイスキー、焼酎、ノンアルコールビール、ソフトドリンク
- ・【1,800円コース】… 1,500円コース + ワイン、ハイボール、カクテルのいずれか1種
- ・【2,000円コース】… 1,500円コース + ワイン、ハイボール、カクテル

◆お料理プラン

- ・【卓盛コース】…… ¥5,000～
 - ・【会席コース】…… ¥5,000～
- ※立食コース、中華コースもご用意できます。

うれしい特典

◆組合員特典

お料理単価10%割引

10名様以上、お料理単価5,000円以上に限ります

◆幹事様 ご飲食無料サービス

20名様以上でお申込みの場合2名様無料。30名様以上でお申し込みの場合3名様無料

◆花束サービス

スペシャル特典

◆食後のコーヒーサービス

お料理単価6,000円以上

◆食後のコーヒー&デザートサービス

お料理単価7,000円以上

◆マイクロバス

無料送迎

先着予約制

LUNCH・DINNER

ランチ・ディナー

レストラン「聚楽」がお届けする
ランチとディナーのお好みにチョイスメニュー

ランチタイム 11:30～14:00 ※平日のみ

◆大好評 サービスランチ

¥800

和食・洋食・中華からチョイス!
サラダ・デザート・ドリンクはバイキング!!

ディナータイム 17:00～21:00(オーダーストップ20:30)

◆新企画 1,000円で3倍 楽しめるチョイスセット

¥1,000

人気中華メニュー10品の中から3品がご選びいただけます。

STAY

宿泊

ホテル千秋閣での宿泊はこんなにお得!

組合員価格 ¥5,775

(通常平日シングル1泊一般¥6,006)

※さらに徳島県市町村職員互助会の宿泊施設利用助成券を使えば3,500円の割引があり(年間1人15枚まで)2,275円でご利用いただけます。

◆お得なパックプラン

- ・【1泊2食付】…………… ¥8,400
- ・【宴会パック】…………… ¥9,800

ご家族、団体、お子様のスポーツ大会、合宿等での宿泊もお気軽にご利用下さい。

ようこそ、春の千秋閣へ。 スペシャルプランでお迎えします。



※表記はすべてお一人様、税サ込の料金です。

その他、各種ご会食・ご宴会の特典もございます。組合員の皆様のご利用をお待ちしております。

ホテル千秋閣

●ご予約・お問い合わせ

☎(088) 621-3333 (宴会会予約専用)

✉sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

徳島市幸町3丁目(市役所隣) 10Fレストラン聚楽(和食・洋食・中華料理)

☎(088)622-9121(代) <http://www.sensyukaku.jp/>

ホテル千秋閣 徳島

検索